

十六 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第十条（略）<br/>           ②⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項に規定する金融先物取引等の受託等</u></p> <p>十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第六号に掲げる事業に該当するものを除く。）</p> <p>十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）</p> <p>十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）</p> | <p>第十条（略）<br/>           ②⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等</u></p> |

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 (略)

⑦⑩ (略)

⑫ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資金流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項又は第五条に規定する特定目的会社、特定社債又は資金流動化計画をいう。

⑬ 第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑭ 第六項第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

⑮ 組合は、第六項第五号又は第六号の二の事業のうち当該各号に規定する募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならぬ。

⑯ 農業協同組合は、第六項第十三号から第十六号までの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

⑰ 農業協同組合連合会は、第六項第十五号又は第十六号の事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

⑱ 組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

十三 (略)

⑦⑩ (略)

⑫ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資金流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項又は第五条に規定する特定目的会社、特定社債又は資金流動化計画をいう。

⑬ 第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

⑭ 組合は、第六項第五号又は第六号の二の事業のうち当該各号に規定する募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならぬ。

⑮ 組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

⑲～⑳ (略)

㉓ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで及び第七項から第九項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第一号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

㉔・㉕ (略)

㉖ 組合は、第二十三項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一～三 (略)

㉗ 第一項第一号、第二号、第八号若しくは第九号の二、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十三項ただし書及び第二十四項の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的

当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

⑯～⑰ (略)

⑳ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十三号まで及び第七項から第九項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第一号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

㉑・㉒ (略)

㉓ 組合は、第二十項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一～三 (略)

㉔ 第一項第一号、第二号、第八号若しくは第九号の二、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第二十項ただし書及び第二十一項の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的

的としない法人、同項第八号又は第九号の二の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

⑳・㉑（略）

第十一条の二 主務大臣は、第十条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社（農業協同組合にあつては、第十一条の十六第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。第十一条の三、第十一条の三の二及び第五十四条の二において同じ。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

② 前項に規定する「子会社」とは、組合がその発行済株式（議決権のあ

としない法人、同項第八号又は第九号の二の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

㉕・㉖（略）

第十一条の二 主務大臣は、第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか、剰余金の処分の方法が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

るものに限る。( )の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)(又は持分(以下「株式等」という。))を所有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

③ 前項の場合において、組合又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該組合又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。)(その他主務省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める株式等を除く。)(を含むものとする。

第十一条の二の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れに関し、貯金者及び定期積金の積金者(以下この項において「貯金者等」という。)(の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

② 前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、主務省令で定めるところ

るにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の三 第十条第一項第二号の事業を行う組合の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

② 前項の組合が子会社（主務省令で定める会社を除く。）（その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第十一条の三 第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

② 第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会が第十一条の十六第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該農業協同組合連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額（第四項において「合計信用供与限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該農業協同組合連合会の信用供与限度額
- 二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定

③ 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

④ 第二項の場合において、組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該組合の信用の供与等の額とみなす。

⑤ 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第十一条の三の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、その特定関係者（当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の

めるものをいう。）の合計額から、当該合計額のうち当該農業協同組合連合会の持分に相当する金額として主務省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

③ 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

④ 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合算信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の農業協同組合連合会の信用の供与の額とみなす。

⑤ 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

通常の条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

## 第二節の二 子会社等

第十一条の十六 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社（第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この節、第十二条、第三十条及び第一百一条において同じ。）としてはならない。

一 農業協同組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第九項及び次条第一項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 第十条第一項第一号又は第二号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社

② 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定

## 第二節の二 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社

第十一条の十六 第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この節において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものをいう。以下この節において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この節において同じ。）については、主務大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

② 前項の場合において、農業協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該農業協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所



める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

③ 第一項の農業協同組合は、子会社対象会社のうち、同項第二号に掲げる会社を子会社としよつとすることは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

④ 前項の規定は、第一項第二号に掲げる会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた同号に掲げる会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

⑤ 第三項の規定は、第一項の農業協同組合が、その子会社としている同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としよつとするときについて準用する。

⑥ 第一項の農業協同組合は、第三項の規定により第一項第二号に掲げる会社を子会社としよつとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当す

有する株式その他主務省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該農業協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

③ 農業協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しよつとすることは、その旨を定款で定めなければならない。

④ 第一項の規定により認可を受けた農業協同組合連合会が証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

⑤ 農業協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

る子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

⑦ 第一項の農業協同組合が同項第二号に掲げる会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合の理事は、当該会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

⑧ 第一項の農業協同組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第一号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。）

二 第一項第一号又は第二号に掲げる会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき。

三 第一項第一号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社（同項第二号に掲げる会社に該当する子会社を除く。）となつたとき。

四 第一項第二号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社となつたとき。

⑨ 第一項第一号の場合において、会社が主として農業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第十一条の十七 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又はその

第十一条の十七 第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協

子会社は、信用事業会社（信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該信用事業会社である国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

② 前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった部分の株式等については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなった日から一年を超えてこれを所有してはならない。

③ 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、第一項の農業協同組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなった株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該農業協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった株式等のうちその基準株式数等を超え

同組合連合会は、その証券子会社等（当該農業協同組合連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

る部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

- ④ 第一項の農業協同組合又はその子会社は、当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併した場合には、第一項の規定にかかわらず、その合併をした日に所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該認可をしてはならない。

- ⑤ 行政庁は、第六十五条第二項の合併の認可をするときは、その合併をした日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

- ⑥ 第一項の農業協同組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該農業協同組合が取得し、又は所有するものとみなす。

- ⑦ 第十一条の二第三項の規定は、前各項の場合において第一項の農業協同組合又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第十一条の十八 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該農業協同組合連合会の一の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該農業協同組合連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第三項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

四 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の

数又は額を超える場合に限る。)

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第三項第二号において「特定子会社」という。)(以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。))

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項に規定する持株会社をいう。)(で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。))

② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第十条第一項第一号若しくは第二号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 証券子会社等 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

八 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である  
証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

③ 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社（主として当該農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務（前項第一号に規定する従属業務をいう。第七項及び次条第一項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

④ 前項の規定は、第一項の農業協同組合連合会が、その子会社としてい  
る同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対  
象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用す  
る。

⑤ 第十一条の十六第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項  
の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二  
項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会  
社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「  
前項」とあるのは「第十一条の十八第三項」と、「第一項第二号に掲げ  
る会社」が、同項」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対  
象会社をいう。以下この条において同じ。）が、同条第一項」と、「同号  
に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、同条第六項中「第一項  
の」とあるのは「第十一条の十八第一項の」と、「第三項」とあるのは  
「同条第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対

象会社」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項第一号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）（「と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と読み替えるものとする。」

⑥ 第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 第一項第三号又は第五号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。）。
- 二 その子会社が子会社でなくなつたとき。
- 三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

⑦ 第一項第三号又は第三項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、農業協同組合連合会の一の子会社の営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第十一条の十九 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務を専ら営む会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第四



号及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

- ② 第十一条の十七第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の株式等をその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）」と、同条第三項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一条の十九第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第十一条の十七第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」と読み替えるものとする。

- ③ 第一項の場合及び前項において準用する第十一条の十七第二項から第七項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

- 一 特定従属会社 従属先子会社
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社 特定子会社

第十二条 (略)

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十条の十八第一項第一号に掲げる銀行及び証券専門会社を除く。)

第三十条 (略)

② ⑩ (略)

⑪ 第十条第一項第二号の事業を行う組合で、次の各号に掲げるものにあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

一・二 (略)

第十二条 (略)

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等を除く。)

第三十条 (略)

② ⑩ (略)

⑪ 第十条第一項第二号の事業を行う組合で、次の各号に掲げるものにあつては、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社(組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

一・二 (略)

⑫ 組合及びその子会社又は当該組合の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前

⑫ (略)

第三十一条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合を代表する理事(第三十条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)(並びに当該組合の常務に従事する役員(第三十条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。))及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

② 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

③ ⑤ (略)

第三十七条の二 (略)

② ⑨ (略)

⑩ 第一項の中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第一百一条において「商法特例法」という。)(第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、同法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるの

項の規定の適用については、当該組合の子会社とみなす。

⑬ (略)

第三十一条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合を代表する理事(第三十条の二第三項の組合を代表する理事を除く。)(並びに当該組合の常務に従事する役員(第三十条の二第三項の組合の理事及び経営管理委員を除く。))及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

② ④ (略)

第三十七条の二 (略)

② ⑨ (略)

⑩ 第一項の中央会については、商法第二百七十四条第二項及び第二百七十四条ノ三並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第一百一条において「商法特例法」という。)(第八条から第十一条まで及び第十七条の規定を、特定組合の理事については、同法第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるの

は「子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項二規定スル子会社ヲ謂フ）」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

⑪・⑫（略）

第三十九条（略）

② 理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五

は「子会社（農業協同組合法第三十条第十一項二規定スル子会社（同条第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ八有限会社ヲ含ム））」と、商法特例法第八条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、商法特例法第十六条第一項中「第十三条第二項の規定による」とあるのは「農業協同組合法第三十七条の二第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十四条第一項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七条第一項中「第二条」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

⑪・⑫（略）

第三十九条（略）

② 理事については、民法第五十五条並びに商法第二百六十一条、第二百六十二条及び第二百七十二條の規定を、経営管理委員については、第三十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十四條の規定を、監事については、第三十三條並びに同法第二百七十四條から第二百七十五

条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三条第四項中「第三十六条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若クハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第九十三条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九条第一項ニ於テ監事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

③ (略)

第五十条の四 組合の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から

条ノ四まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定を準用する。この場合において、第三十三条第四項中「第三十六条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若クハ経営管理委員会」と、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第三十条第十一項ニ規定スル子会社（同条第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十九条第一項ニ於テ監事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、同法第二百七十八条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

③ (略)

第五十条の四 組合の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から

第三十六条までの規定を、組合の計算については、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定を準用する。この場合において、同法第三十二条第一項、第三十三条第二項から第四項まで、第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照表（農業協同組合法第十条第四項ニ規定スル非出資組合ニ在リテハ財産目録）」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第九十三条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と、同法第二百八十六条中「第六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「農業協同組合法第五条ニ規定スル組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

第五十四条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

② 前項の組合が子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行

第三十六条までの規定を、組合の計算については、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定を準用する。この場合において、同法第三十二条第一項、第三十三条第二項から第四項まで、第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照表（農業協同組合法第十条第四項ニ規定スル非出資組合ニ在リテハ財産目録）」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（農業協同組合法第三十条第十一項ニ規定スル子会社（同法第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ八有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「農業協同組合法第五条ニ規定スル組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

政庁に提出しなければならない。

- ③ 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十四条の三 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

② 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

③ 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

④ 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第五十四条の二 第十条第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第七十二条の二の二 組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条から第四百二十四条まで並びに第四百二十六条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十一条の二第四項及び第五項、第三十二条、第三十二条の二第三項及び第四項、第三十三条から第三十六条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項並びに第四十三条の四並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項及び第二項、第二百六十一条、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第

第七十二条の二の二 組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条から第四百二十四条まで並びに第四百二十六条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十八條ノ三の規定を、組合の清算人については、第三十一条の二第三項及び第四項、第三十二条、第三十二条の二第三項及び第四項、第三十三条から第三十六条まで、第四十二条、第四十三条の三第二項並びに第四十三条の四並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項及び第二項、第二百六十一条、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、商法第



二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第四百七十二条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十三条第一項から第四項まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を、会長については第三十五条、第四十三条の三第二項及び第七十二条の十二の二の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第四十四条第一項、第五十条及び第五十五条の規定を、監事については、第三十一条の二第五項及び第四十三条の四第一項、同法第五十九条並びに商法第二百七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第四十三条の三第二項中「理事会（第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会以下この項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、第四十三条の四第一項中「理事（第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、「理事が」とあるのは

二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「農業協同組合法、本法」と、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第四百七十二条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十三条第一項から第四項まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を、会長については第三十五条、第四十三条の三第二項及び第七十二条の十二の二の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第四十四条第一項、第五十条及び第五十五条の規定を、監事については、第三十一条の二第四項及び第四十三条の四第一項、同法第五十九条並びに商法第二百七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「総会、理事会及び経営管理委員会」とあるのは「総会」と、第四十三条の三第二項中「理事会（第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会以下この項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、第四十三条の四第一項中「理事（第三十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ。）」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、「理事が」とあるのは

「会長、副会長及び理事が」と読み替えるものとする。

第九十三条（略）

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 前項に規定する「子会社」とは、組合がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

④ 第十一条の二第三項の規定は、前項の場合において組合又はその子会社が所有する株式等について準用する。この場合において、同項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

⑤ 組合の子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条及び第百条にお

「会長、副会長及び理事が」と読み替えるものとする。

第九十三条（略）

② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社（当該組合が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち農林水産省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百条において同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 第十一条の十六第二項の規定は、前項の場合において組合が所有する株式等について準用する。

④ 組合の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告

いて同じ。)は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条 (略)

②⑤ (略)

⑥ 前条第五項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

② 行政庁は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

③ 行政庁は、第十条第一項第八号の事業を行う組合に対し、その事業の

又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四条 (略)

②⑤ (略)

⑥ 前条第四項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第二号の事業を行う組合に対し、その信用事業の健全な運営を確保するため、組合の業務又は財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

② 行政庁は、第十条第一項第二号又は第八号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

- ④ 第一項又は第二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

⑤（略）

第九十八条（略）

- ② この法律（第十条第六項第八号、第十一条の二第一項、第十一条の十六第九項及び第十一号の十八第七項を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

③（略）

- ④ 第十条第六項第八号、第十一条の二第一項、第十一条の十六第九項及び第十一号の十八第七項に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総

- ③ 前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならない。

④（略）

第九十八条（略）

- ② この法律（第十条第六項第八号及び第十一号の二を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

③（略）

- ④ 第十条第六項第八号及び第十一号の二に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

理大臣及び大蔵大臣とする。

⑤  
⑦ (略)

第九十九条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者

二 第五十四条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

② 第十条第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 二の五 (略)

二の六 第十一条の十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の十七第一項に規定する信用事業会社を子会社としたとき又は第十一条の十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

⑤  
⑦ (略)

第百一条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 二の五 (略)

二の六 第十一条の十六第一項の認可を受けずに同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二の七 第十一条の十六第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第二号に掲げる会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としたとき。

二の八 第十一条の十六第八項又は第十一条の十八第六項の規定に違反したとき。

二の九 第十一条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条の十九第一項の規定に違反したとき。

二の十 第十一条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二の十一 第十一条の十八第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

三～五の二（略）

五の三 第三十条第十二項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の四 第三十一条の二第一項、第三項、第四項（第七十二条の二の二

二の七 第十一条の十六第四項の規定に違反したとき。

三～五の二（略）

五の三 第三十条第十三項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の四 第三十一条の二第一項、第二項、第三項（第七十二条の二の二

において準用する場合を含む。(若しくは第五項(第七十二条の二の二及び第七十三条の二十)において準用する場合を含む。)又は第七十二条の十二第五項の規定に違反したとき。

六(十七) (略)

十八 第九十四条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同条第一項から第三項までの規定による命令に従わなかつたとき。

十九 第九十七条の二第一項の規定により付した条件(第十一条の十六第三項(同条第五項)において準用する場合を含む。)又は第十一条の十八第三項(同条第四項)において準用する場合を含む。( )の規定による認可に係るものに限る。( )に違反したとき。

二十 (略)

② (略)

において準用する場合を含む。(若しくは第四項(第七十二条の二の二及び第七十三条の二十)において準用する場合を含む。)又は第七十二条の十二第五項の規定に違反したとき。

六(十七) (略)

十八 第九十四条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは同条第二項の規定による命令に従わなかつたとき。

十九 第九十七条の二第一項の規定により付した条件(第十一条の十六第一項の規定による認可に係るものに限る。( )に違反したとき。

二十 (略)

② (略)